

地域の魅力あるまちづくりの資産である建造物を次の世代に継承するための 指定都市市長会要請

先人から連綿と受け継がれてきた建造物は、各地域の特性に応じて形成されてきた景観、知恵や営みなどの生活文化を継承するうえで重要な役割を果たすとともに、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である。

また、これらの建造物は、市民に愛されるとともに、都市のブランド力を高め、日本国内のみならず、海外からも多くの観光客が訪れるなど、世界に誇る日本の宝である。

地方自治体においては、これらの建造物を将来にわたり継承していくため、文化財保護法、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく指定制度の活用はもとより、地域の実情に応じて条例や要綱に基づく独自の指定制度や改修助成をはじめとした支援制度を設けている。しかしながら、少子高齢化等の社会状況の変化によって、維持修繕費や改修費の負担、相続人の不在や相続税の負担などが課題となり、滅失を抑止するには至っていない。

その中でも、相続をきっかけに滅失するケースも多く、相続税の負担軽減は重要な課題である。地方自治体においては、法に基づく指定制度の基準等に該当しない建造物についても、その継承や支援を図るため、独自制度による指定等を積極的に進めているが、残念ながら法に基づく指定制度のような相続税の軽減措置が図られておらず、独自制度による指定等を行った建造物への更なる支援を行うためには、国による措置が不可欠である。

については、地方自治体における、地域の魅力あるまちづくりの貴重な資産である建造物を次の世代に継承していくため、下記のとおり要請する。

記

地方自治体が独自制度による指定等を行った建造物に対して、地方の負担を求めることなく、相続税の軽減や納税猶予などの法に基づく指定制度と同等の支援措置を講ずること。

令和5年12月14日
指定都市市長会